

紙申請での事業計画書の提出方法

紙申請で事業計画書を提出される場合は、下記の①～③の必要書類を揃えて郵送して下さい。手続代行センターが、提出された書類にしたがって、事業計画書の登録を代行します。新制度への移行が完了すると、1～2ヶ月後に登録したアドレスに通知が届きます。

必要書類	①事業計画書	資源エネルギー庁ホームページから取得可能です。 10kW未満と10kW以上で書式が異なるのでご注意ください。
	②代行提出依頼書	資源エネルギー庁ホームページから取得可能です。
	③印鑑証明書	発行から3ヶ月以内の原本。 事業計画書の提出者欄に押す実印のもの。
郵送先	〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階 「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」	
お問合せ先	TEL:0570-059-555（受付時間:平日9:00～18:00）	

事業計画書、代行提出依頼書の取得先アドレス

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#p

I. 代行提出依頼書の記入上の注意(10kW未満、10kW以上共通)

1 「代行提出依頼書」記入上の注意です。紙申請の場合は必須です。

1 代行提出依頼書

2 平成 年 月 日

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

(依頼者)

3 住所 氏名 印

(法人番号:)

4 電話番号:

5 メールアドレス:

FAX番号:

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画の内容に係る提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】
なお、当方から貴社に別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記設備設置者の承諾を受けております。

6 (設備設置者情報)
設備設置者名:
メールアドレス:
FAX番号:

(添付書類)

書類名称	7
接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付有り <input type="checkbox"/> 添付無し

※どちらかにチェックしてください。

2 この書類の提出日(発送日)を記入して下さい。

3 設備設置者の住所・氏名を記入してください。印は認印でも可です。

4 日中連絡の取れる電話番号を記入して下さい。携帯電話でも可です。

5 パソコンや携帯電話等のメールアドレス、gmail等のフリーアドレスでも可です。完了通知が届きます。

6 依頼者が設備設置者のため、記入は不要です。

7 運転開始済みの場合は「添付無し」にチェックを入れて下さい。

Ⅱ.事業計画書記入上の注意(10kW未満の場合)・様式第20

様式第20

1 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

経済産業大臣 殿

2 平成 年 月 日

3 (ふりがな)
提出者 住所 (〒 -)
(ふりがな)
氏名 印
(法人番号:)
(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

4 電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画		備考
再生可能エネルギー発電事業計画の概要		
設備情報	設備ID 5	
	設備の所在地(注1)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)	
事業内容	接続契約締結日 6	平成 年 月 日
	接続契約締結先	
	特定(買取)契約締結先	<input type="checkbox"/> 未定
	買取価格(注2)	円/kWh(税抜き) <input type="checkbox"/> 未定
	運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		7
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>

5 設備情報を記入して下さい。
※下表参照

6 事業内容を記入して下さい。
※下表参照

7 (次ページに続く)内容を確認の上、チェックを入れて下さい。

項目	注意
5	設備ID 「設備認定通知書」に記載されている、「S」または「T」から始まる英数字を記入して下さい。 ※東京電力の場合は、毎月届く「購入電力量のお知らせ」でも確認できます。
	設備の所在地 太陽光発電が設置されている建物の住所(地番)を記入して下さい。
	太陽電池の合計出力(kW) 契約書や保証書等に記載の太陽光発電パネルの容量の合計を記入して下さい。 ※小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記入して下さい。
6	接続契約締結日 運転開始済みの場合は記入不要です。
	接続契約締結先 電力会社名を記入してください。 ※北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力等
	特定(買取)契約締結先 一般的には上記と同じ会社になりますが、個別に契約されている場合はその会社を記入して下さい。(SBパワー、エナリス、NTTスマイルエナジー等) ※東京電力は「東京電力エナジーパートナー」となります。
	買取価格 税抜価格で記入して下さい。電力会社に売電している場合は、次ページの買取価格一覧を確認し、売電している税抜価格を記入して下さい。 ※東京電力の場合は、毎月届く「購入電力量のお知らせ」でも税込価格が確認できます。
	運転開始状況 運転開始済みの場合はチェックを入れて下さい。

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

7 (前ページから続く)
内容を確認の上、チェックを入れて下さい。

添付書類	8	書類名
接続の同意を証する書類（注4）		

8
運転開始済みの場合は不要です。

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考
 ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

買取価格一覧(10kW未満)

設備認定時期		2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
東京電力 中部電力 関西電力	税抜価格	38.88円	35.18円	34.25円	30.55円	28.70円
	(税込価格)	42円	38円	37円	33円	31円
上記以外の 電力会社	税抜価格	38.88円	35.18円	34.25円	32.40円	30.55円
	(税込価格)	42円	38円	37円	35円	33円

買取価格一覧(10kW未満)・w発電(エネファーム等設置)の場合

設備認定時期		2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
東京電力 中部電力 関西電力	税抜価格	31.48円	28.70円	27.77円	25.00円	23.14円
	(税込価格)	34円	31円	30円	27円	25円
上記以外の 電力会社	税抜価格	31.48円	28.70円	27.77円	26.85円	25.00円
	(税込価格)	34円	31円	30円	29円	27円

Ⅲ.事業計画書記入上の注意(10kW以上の場合)・様式第19

様式第19

1 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電を除く)

経済産業大臣 殿

2 平成 年 月 日

3 (ふりがな)
提出者 住所 (〒 -)
(ふりがな)
氏名 印
(法人番号:)

4 電話番号 () -

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備情報	設備ID 5	
	設備の所在地(注1)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)(注2)	
	風力発電設備の型式番号(注3)	
	事業区域の面積(m ²)	
事業内容	接続申込み日 6	平成 年 月 日
	接続契約締結日	平成 年 月 日
	接続契約締結先	
	電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有(エリア名:) <input type="checkbox"/> 無
	工事費負担金	円(税抜き)
連系工事期間		

1 太陽光発電システムが10kW以上の場合の書式です。

2 この書類の提出日(発送日)を記入して下さい。

3 設備設置者の住所と名前を記入し、添付する印鑑証明書の実印を押して下さい。

4 日中に連絡がつく電話番号を記入して下さい。

5 設備情報を記入して下さい。
※下表参照

6 事業内容を記入して下さい。
※下表参照(次ページに続きがあります)

項目	注意	
5	設備ID	「設備認定通知書」に記載されている、「A」から始まる英数字を記入して下さい。 ※東京電力の場合は、毎月届く「購入電力量のお知らせ」でも確認できます。
	設備の所在地	太陽光発電が設置されている建物の住所(地番)を記入して下さい。
	太陽電池の合計出力(kW)	契約書や保証書等に記載の太陽光発電パネルの容量の合計を記入して下さい。 ※小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記入して下さい。
	風力発電設備の型式番号	記入は不要です。
	事業区域の面積(m ²)	屋根・屋上に太陽光を設置している場合は、屋根の面積、又は建物の建築面積を記載してください。
6	接続申込み日	運転開始済みの場合は記入不要です。
	接続契約締結日	運転開始済みの場合は記入不要です。
	接続契約締結先	電力会社名を記入して下さい。 ※北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力等

6	
特定（買取）契約締結先	<input type="checkbox"/> 未定
買取価格（注4）	円/kWh（税抜き） <input type="checkbox"/> 未定
運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。	
7	
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注5）	<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW未満の太陽光発電の場合を除く。）	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調速期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	<input type="checkbox"/>
添付書類	
8	
接続の同意を証する書類（注6）	書類名
<p>(注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。</p> <p>(注2) 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。</p> <p>(注3) 出力20kW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。</p> <p>(注4) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。</p> <p>(注5) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。</p> <p>(注6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。</p> <p>備考 ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。 ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。</p>	

6
事業内容を記入して下さい。
※下表参照

7
内容を確認の上、チェックを入れてください。
※丸印部分はチェック不要の項目もあります

屋根置き太陽光発電の場合はチェック不要です。

運転開始済みの場合はチェック不要です。

地熱発電ではないためチェック不要です。

8
運転開始済みの場合は不要です。

項目	注意
6 電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	電源接続案件プロセスに参加していない場合は、「無」にチェックを入れて下さい。 ※通常は「無」です。
工事費負担金	設置時に電柱への変圧器設置や電線張替等の工事が必要で、電力会社に工事負担金をお支払いされた場合は、その金額を記入して下さい。 ※通常は「0円」です。
連系工事期間	運転開始済みの場合は記入は不要です。
特定（買取）契約締結先	一般的には上記と同じ会社になりますが、個別に契約されている場合はその会社を記入して下さい。(SBパワー、エナリス、NTTスマイルエナジー等) ※東京電力は「東京電力エナジーパートナー」となります。
買取価格	税抜価格で記入して下さい。電力会社に売電している場合は、下記の買取価格一覧を確認し、売電している税抜価格を記入して下さい。
運転開始状況	運転開始済みの場合はチェックを入れて下さい。

買取価格一覧(10kW以上)						
設備認定時期	2012.7.1 ～2013.3.31	2013.4.1 ～2014.3.31	2014.4.1 ～2015.3.31	2015.4.1 ～2015.6.30	2015.7.1 ～2016.3.31	2016.4.1 ～2017.3.31
税抜価格	40円	36円	32円	29円	27円	24円